

重要事項説明書

1. 事業所の概要について

2026年6月1日現在

法人格・名称	株式会社 かいな
代表者	阿部 康彦
設立年月日	2017年7月設立
事業内容	訪問看護、介護予防訪問看護
本体事業所名	訪問看護ステーション かいな
所在地	宝塚市口谷西3丁目63番3号
連絡先	電話 (0797)99-0008 FAX (0797)99-0009
管理者（相談窓口）	矢野 佳子
苦情相談窓口担当	阿部 康彦
営業日・時間	平日 8時30分～ 17時30分
事業開始日	2018年 1月 1日
訪問看護サービスを提供する実施地域	宝塚市 ・ 川西市 ・ 伊丹市 ・ 西宮市
事業の目的・方針	「住み慣れた家で、自分らしく生きる」をサポートします。

2. 当事業所の従業員について

(1) 2024年6月現在の従業員は次の通りです。（従業員数は変動します）

管理者	1名	療法士	1名以上
看護師	3名以上	事務員	1名以上

(2) 利用者様に訪問看護サービスを提供する事業所の従業員は、身分証明書を携帯し、初回訪問時に利用者様やご家族から求められた際は、いつでも提示をします。

(3) 担当者の変更について

訪問看護サービスを提供する担当者の変更を希望される場合は、相談窓口担当者までご連絡下さい。日時など利用者様のご希望を尊重して調整を行います。

ただし、利用者様から特定の担当者の指名はできないことと、当事業所の人員配置等によりご希望に添えない場合もありますことをあらかじめご了承下さい。

3. 主な訪問看護サービス内容

病状の観察	体温・脈拍・血圧等の測定、療養相談、心の健康チェックと予防等
療養生活上の看護	清潔ケア、食生活の援助、排泄のケア、コミュニケーションの援助、療養環境の整備等
医師の指示による医療処置の実施	カテーテルの管理、床ずれの予防・処置、吸引、服薬指導
リハビリテーションの相談と実施	日常生活動作の訓練、関節の運動、日常生活用具の利用相談等
介護相談	介護、日常生活に関する相談、家族の精神的支援等
認知症の看護	悪化防止のケア、事故防止のケア、認知症症状のケアと相談 生活リズムの取り方等
終末期の看護	緩和ケア、疼痛管理、看取りのケア等
24時間連絡体制	電話相談、緊急訪問等
主治医、関連機関への連絡調整	主治医や他のサービス機関に対する情報提供等

4. 訪問看護サービス利用料金表

(1) 利用者様の訪問看護サービス利用料金（1回/円）

(訪問看護) 下記については1割負担の金額です。負担割合に応じて概ね乗じた金額になります。

看護師	20分未満		30分未満		30分以上60分未満		60分以上90分未満	
	料金	1割負担	料金	1割負担	料金	1割負担	料金	1割負担
基本	3,502円	351円	5,237円	524円	9,127円	913円	12,497円	1,250円

療法士※1	20分以上		40分以上		60分以上		80分以上	
	料金	1割負担	料金	1割負担	料金	1割負担	料金	1割負担
基本※2	3,281円	329円	6,530円	653円	8,804円	881円	11,728円	1,173円

(介護予防訪問看護)

看護師	20分未満		30分未満		30分以上60分未満		60分以上90分未満	
	料金	1割負担	料金	1割負担	料金	1割負担	料金	1割負担
基本	3,381円	339円	5,016円	502円	8,806円	881円	12,077円	1,208円

療法士	20分以上		40分以上					
	料金	1割負担	料金	1割負担				
基本	3,171円	318円	6,309円	631円				

※1 療法士は1回あたり20分とし、1週間に6回までの提供となります。

※2 基本＝平常の時間帯（午前8時から午後6時まで）

当ステーションではサービス提供体制加算Ⅱを算定しており上記基本料金は3単位/回の体制加算が含まれています
基本以外の時間帯で訪問看護サービスを行う場合は、次の割合で利用料金が加算されます。

割増料金は介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

※3 別途、サービス利用の総単位に対して1.8%の処遇改善加算が生じます。

提供時間帯	早朝	夜間	深夜
時間帯加算	午前6時から午前8時まで 25%加算	午後6時から午後10時まで 25%加算	午後10時から午前6時まで 50%加算

注1) 介護保険での給付の範囲を越えた訪問看護サービスの利用料金は、事業者が別に設定した金額が利用者様の負担となりますのでご相談ください。

(2) 加算料金 (必要な加算には✓が入ります)

✓欄	加算名	加算内容	料 金	1割負担金額	備考
	緊急時訪問看護加算 I	利用者様の同意のもとに、利用者様とその家族に対して24時間連絡体制にある場合(計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、その都度、利用料金表(1)の料金が必要です。)	6,630円 /月	663円 /月	左記は1割負担時の概算金額です。負担割合に応じて概ね乗じた金額になります
	特別管理加算	特別な管理(*)を必要とする利用者様(厚生労働大臣が定める状態にある方)に対して、訪問看護サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合	(I) 5,525円 /月 (II) 2,762円 /月	553円 /月 277円 /月	
	初回加算 I	新規や過去2カ月の間に当事業所から訪問看護の提供が無い利用者様に対して新たに訪問看護計画書を作成し訪問した場合や、退院した翌日以降に新規に訪問看護計画書を作成し初回の訪問を行った場合に初回加算(II)。退院した日に訪問看護を行った場合に初回加算(I)を算定	(I) 3,867円 /月	(I) 387円 /月	
	初回加算 II		(II) 3,315円 /月	(II) 331円 /月	
	退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設から退院・退所する利用者様に対して、主治医等と共同して在宅生活における必要な指導を行った場合(初回加算と同時加算にはなりません)	6,630円 /月	663円 /月	
	長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象となる利用者様に対して1回の訪問時間が1時間30分を越えた場合	3,315円 /回	332円 /回	
	複数名訪問加算 I	利用者様やご家族の同意をいただいている場合であって、利用者様の身体的、精神的理由等により同時にふたりの看護師が訪問看護を行った場合 但し、1名が看護補助者の時は加算IIが適用され、1割負担の方で30分未満223円、30分以上351円となります	(30分未満) 2,806円/回 (30分以上) 4,442円/回	281円 /回 445円 /回	
	看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者様に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合	2,762円 /月	277円 /月	
	専門管理加算	特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	2,762円 /月	277円 /月	
	ターミナルケア加算	利用者様の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合に、主治医との連携の下、実施するターミナルケア計画等について利用者様やご家族の同意を得ている場合	2,762.5円 /月	2,763円 /月	
	口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者様の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し評価の結果を情報提供した場合。1月に1回算定	552円/月	55円/月	

注2) 制度改定等により今後この料金体系は変更する場合があります。その際は文書で説明します。

注3) 緊急訪問を行った場合には、2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算が定されます。

(*)特別な管理とは

特別管理 (I)	特別管理 (II)
在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 真皮を超える褥瘡状態、難治性潰瘍 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

注4) ・要介護認定前に訪問看護サービス提供を行う場合、利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

・利用者様の認定が「自立」の場合は全額自己負担となります。

また、認定された結果に応じて利用料の一部が利用者様の負担となる場合があります。

(3) キャンセル料

前日の17:30までにキャンセルのご連絡がなかった場合、予定されていたサービスにかかる利用料の90%を請求させていただきます。

ただし、利用者様の急病などやむを得ない理由の場合、キャンセル料は請求いたしません。

(4) 市外訪問時の交通費

宝塚市・川西市・伊丹市・西宮市 以外の場合、2kmを越え5km以内の場合は420円/回、5kmを越え10km以内の場合は530円/回、10kmを越える場合は600円/回を頂きます。

5. 料金の支払い時期と支払方法について

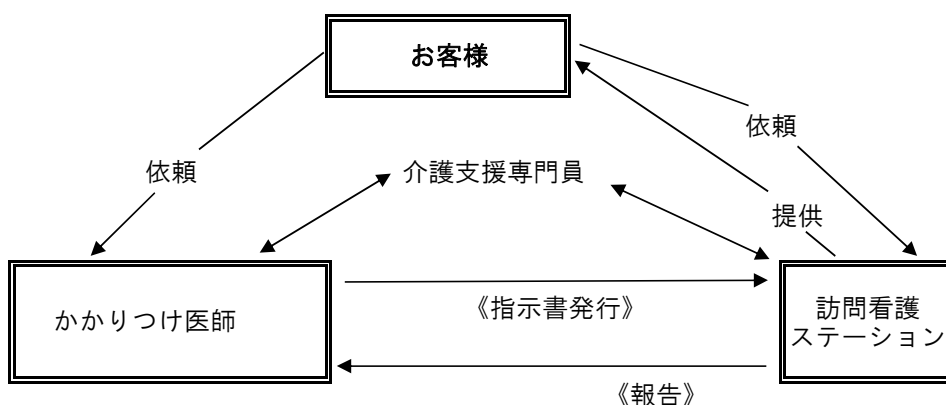
利用料、その他の費用は、利用の月ごとにその合計額を請求いたします。お支払いは、原則として利用者様の指定された金融機関預金口座から請求翌月の27日に引き落としにてお支払いいただきます。

ただし、上記の方法によるお支払が困難な場合に限り、現金によりお支払いいただくこともできます。

お支払いを確認の上、領収書を発行しますので、必ず保管してください。

6. 訪問看護サービス提供の手順

(1) 下図のようにかかりつけ医の指示に基づいて、訪問看護師がご本人、ご家族、関係機関と話し合いながら訪問看護サービスをすすめていきます。



(2) 「居宅サービス計画」に沿った訪問看護計画を作成し、利用者様またはご家族に説明し、同意を頂いた上、訪問看護計画書を交付いたします。

なお計画が作成される前であっても、緊急に必要な場合には訪問看護サービスを提供いたします。

7. 事業者の責務について

(1) 居宅サービスの提供内容の記録について
利用者様に提供したサービスの記録は、利用終了後5年間保管します。記録については、利用者様とご家族に限り、情報公開申出書により、閲覧していただくことができます。写しの交付が必要な場合は、実費をお支払いいただきます。

(2) 秘密保持と個人情報（プライバシー）の保護について
事業者がサービスを提供する際に、利用者様やご家族に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、円滑かつ一体的なサービス提供をするために、サービス担当者会議等で利用者様またはご家族の情報を使用する必要があります。この場合には、あらかじめ利用者様またはご家族に説明し同意書に署名をいただいた上で使用します。

(3) 賠償責任について
事業者の責任において、利用者様の身体・財産などを傷つけた場合、事業者は、利用者様にその損害を賠償いたします。
事業者は、日本訪問看護財団の「あんしん総合保険制度」に加入しています。

(4) 虐待の防止について
事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のため管理者を責任者として従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。サービス提供中に従業者又は養護者（利用者様の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに市町村に報告します。また成年後見制度の利用を支援します。

8. 留意事項

サービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- (1) サービス提供契約以外のサービスの実施
- (2) 宗教活動、営利活動、政治活動
- (3) 利用者様またはご家族からのサービスに係る料金を除く金銭の授受及び提供するサービスと無関係な物品の授受
- (4) 利用者様の居宅内での飲食

9. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者様の状態が急変した場合、利用者様が予め指定する連絡先に連絡するとともに、必要な対応を行います。

10. 相談・苦情窓口

事業者の相談窓口以外でも、ご相談や苦情などについては、下記の窓口でも受け付けています。

- (1) 宝塚市
健康福祉部介護保険課
宝塚市東洋町1-1
電話番号 0797-77-2136
FAX 0797-71-1355
- (2) 兵庫県
兵庫県国民健康保険団体連合会
神戸市中央区三宮町1-9-1-1801
電話番号 078-332-5617

11. 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた際は利用者様またはご家族に説明、同意を得た上、書類を交付します。